

# 懲戒処分の公表について

地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、職員の懲戒処分を次のとおり行いましたので公表します。

## 不適正な事務処理

### 1. 事案の概要

平成19年度における市営住宅の修繕工事にあたり、業者からの工事代金の請求に対して、支払いを遅延するなど関係業務を怠ったもの。

### 2. 被処分者

所 属 教育委員会事務局（前産業建設課）

職 名 技術職員（前技師）

年 齢 55歳

### 3. 処分内容

戒告（地方公務員法第29条第1項第2号）

### 4. 処分年月日

平成20年7月30日